S1-16 自然由来重金属等含有土壌·岩石への対応事例と

適正利用に関する考え方

〇金澤 孝仁¹・門倉 伸行¹・門間 聖子¹・有馬 孝彦¹・ 汚染土壌等の適正な利用に関する検討部会¹

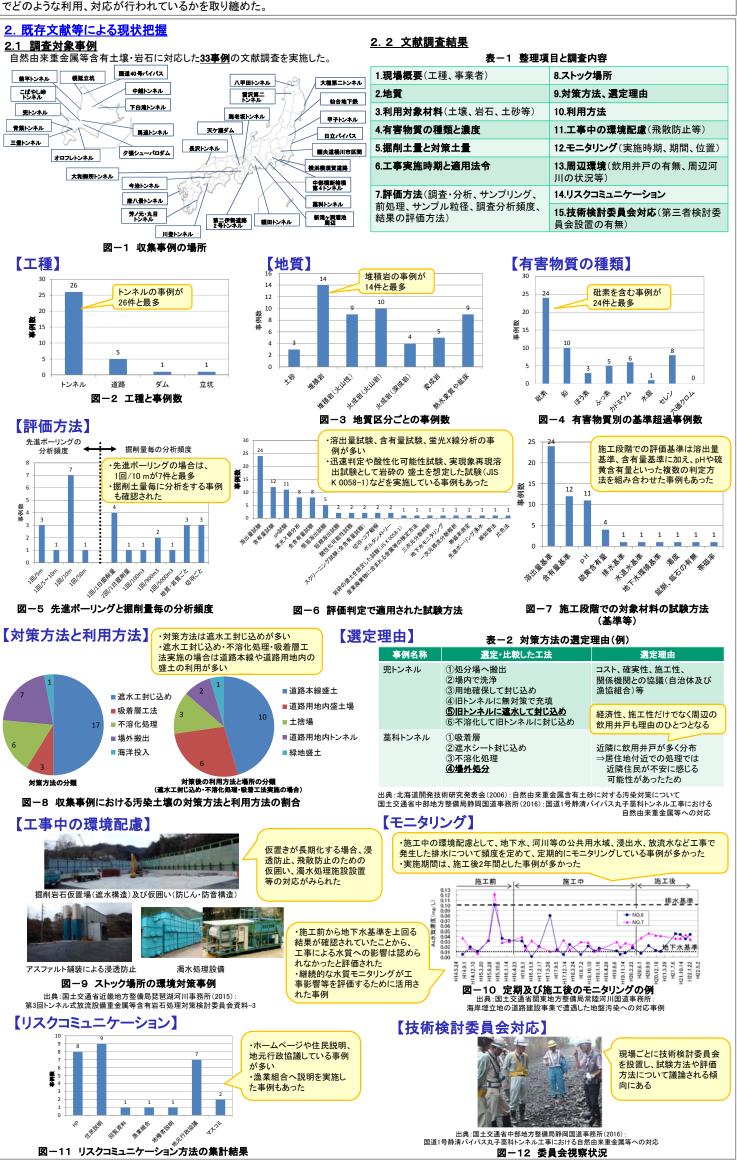
1土壌環境センター

1. はじめに

平成22年の改正土壌汚染対策法の施行から5年が経過したことで、同法の附則に定められた施行状況の検討が行われた結果、自然由来重金属等含有土壌が存在する場合であっても、指定区域外に搬出される際は汚染土壌処理施設での処理が義務付けられていることから、リスクに応じた規制の合理化が求められている。

これを受け、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案の概要の一つに「基準不適合が自然由来等による土壌は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合土壌のある他の区域への移動も可能とする。」という内容が含まれている。

本報告では、自然由来重金属等含有土壌や岩石に対応した事例を収集のうえ、調査方法、対策・処理方法、モニタリング方法等を整理し、どのような条件でどのような利用、対応が行われているかを取り纏めた。



3. おわりに

3. 1 収集事例を踏まえた適正利用のあり方

- ・自然由来重金属等含有土壌・岩石の適正利用とは、事業特性、地質特性、利用する汚染状況を踏まえ、適切な試験等により評価を行い、周辺環境への 汚染物質の飛散、拡散を防止するための対策を講じることと考えられる。
- ・事業遂行には、適切なモニタリングやリスクコミュニケーションの他、状況に応じて有識者から構成される技術検討委員会の設置も有効。
- 3. 2 自然由来重金属等を含む汚染土壌・岩石対応時の課題
- ・現在対応されている事例では対策が過剰との意見もあり、より低コストの対策工の確立が重要である。
- ・実現象に即した試験方法の確立も望まれる。

3.3 適正利用に向けた今後の取組

・利用する場所によっては地下水飲用リスクがない可能性や有害物質が地下水へ移動しないケースなども考えられることから、リスクベースの考え方に基 づいて、利用の場と管理すべき項目を一覧できるマトリックス表の早期の完成を目指す。